

2021年1月15日
丸紅新電力株式会社

大雪により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

(北陸電力送配電株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年1月7日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雪の影響により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般北陸電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年1月15日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（北陸電力株式会社WEBサイト2021年1月14日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

2021年1月9日に災害救助法が適用された地域

富山県：南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市

福井県：福井市、坂井市、あわら市

2021年1月10日に災害救助法が適用された地域

福井県：大野市、勝山市

災害救助法が適用された地域に隣接する地域等

富山県：富山市、高岡市、射水市、黒部市、朝日町

石川県：金沢市、白山市、小松市、加賀市、七尾市、羽咋市、津幡町、
中能登町、宝達志水町

福井県：越前市、鯖江市、越前町、永平寺町、池田町

岐阜県：郡上市（白鳥町の一部）、飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2020年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるもの）に限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村等における災害救助法的曜日〔隣接市町村等ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



となるものに限ります。)、2021年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1か月延長します。

2.不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

3.使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年7月末日まで申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上